

I 研究所の概要

1 沿革

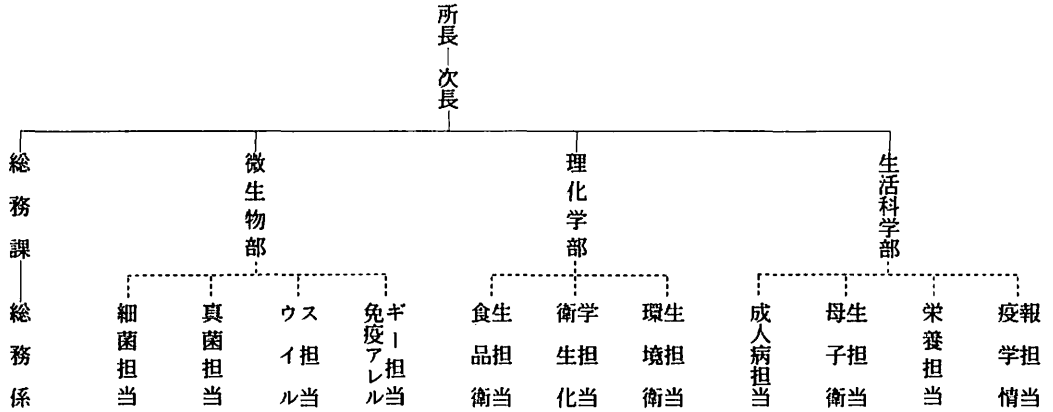
明治 35 年	内務大臣訓令に基づき、牛島町に衛生試験所が設立され、理化学的及び細菌学的検査を行う。 それまでは警察部衛生課において行われていた。	理化学検査科、成人病科、母子衛生科、食品衛生科、環境衛生科の 1 課 6 科制となる。
明治 末期	衛生試験所は土手長町中丁 1 番地に移転する。	昭和 39 年 6 月 古川堀反町 20 番地（千秋明德町 1 番 40 号）に庁舎改築なり移転する。
昭和 20 年～22 年	衛生課は警察部から内政部に移り、更に教育民生部に移管された。	昭和 46 年 4 月 児島三郎氏所長となる。
昭和 23 年 1 月	県の機構改革により衛生部所属となり細菌室は公衆衛生課に、理化学室は業務課に主管された。	昭和 47 年 4 月 秋田県行政組織規則の一部改正により総務課、試験検査部（細菌科、ウイルス科、理化学検査科、環境衛生科）生活科学部（成人病科、母子衛生科、食品栄養科）となる。
昭和 28 年 1 月	秋田県規則第 4 号（同月 24 日付）をもって衛生試験所は「秋田県衛生研究所」と改められ、公衆衛生課長齊藤精一郎所長兼務となる。	昭和 49 年 4 月 秋田県行政組織規則の一部改正により総務課、微生物部（細菌科、ウイルス科）、理化学部（食品衛生科、衛生化学科、環境衛生科）、生活科学部（成人病科、母子衛生科、栄養科）となる。
昭和 29 年 6 月	児玉栄一郎氏専任所長となる。	昭和 61 年 4 月 秋田県行政組織規則の一部改正により総務課、総務係、微生物部、理化学部、生活科学部となる。
昭和 39 年 4 月	秋田県行政組織規則の一部改正（同月 1 日付県公報号外第 5 号）により、秋田県衛生研究所は「秋田県衛生科学研究所」に改められ、細菌検査、化学試験の他に生活科学部門の調査研究を行うことになり、総務課、細菌病理科、	昭和 61 年 7 月 千秋久保田町 6 番 6 号に現庁舎が新築され移転する。9 月から業務を開始する。
		平成 2 年 4 月 森田盛大氏所長となる。

2 庁舎の概要

- 名 称 秋田県衛生科学研究所
- 所在地 秋田市千秋久保田町 6 番 6 号
- 構 造 鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 5 階塔屋 1 階
- 規 模 建物延面積 4,553.52 ㎡

3 組織及び業務内容

(1) 組織図



(2) 業務内容

A 総務課

1) 総務係

- (1) 人事、予算に関すること。
- (2) 所の運営、事業の企画ならびに業務の連絡調整に関すること。
- (3) 庁舎の維持管理および防災に関すること。
- (4) 物品の購入、出納ならびに保管に関すること。
- (5) 検体の受付ならびに手数料の収入に関すること。
- (6) 諸統計の調査報告に関すること。
- (7) 文書の收受発送、ならびに保管に関すること。
- (8) 公印の管守に関すること。
- (9) その他各部の業務に属しない事項。

B 微生物部

微生物感染症及び細菌性食中毒に関する細菌学的、真菌学的、ウイルス学的、免疫学的及び疫学的調査研究などをすすめて感染症センターとして機能すると共に、伝染病予防対策に資する。予防医学的調査研究及び食品衛生対策に資する食品の微生物学的安全性に関する調査研究を行なう。また、花粉症などのアレルギー性疾患とその予防対策に関する基礎的な調査研究を行なう。また行政依頼検査、一般依頼検査を行う。これらの調査研究を通じて、県民の健康維持増進に寄与する。

1) 細菌担当

- a 細菌性感染症（伝染病）の予防に関する調査研究。
 - (1) 細菌性感染症（伝染病）の病原診断と流行分析

に関すること。

- (2) 細菌性感染症（伝染病）の免疫に関すること。
- (3) 細菌性感染症（伝染病）の流行予測に関すること。
- (4) 病原細菌の疫学に関すること。
- (5) 病原細菌の薬剤耐性に関すること。
- (6) 感染症サーベイランス検査に関すること。
- (7) 細菌性感染症（伝染病）の予防に関すること。
- b 細菌性食中毒の予防に関する調査研究。
 - (1) 細菌性食中毒の病原診断と発生分析に関すること。
 - (2) 食中毒菌の疫学に関すること。
 - (3) 食中毒菌の検出方法に関すること。
 - (4) 細菌性食中毒の予防に関すること。
- c その他細菌一般に関する調査研究。

2) 真菌担当

- a 真菌症の予防に関する調査研究。
 - (1) 真菌症の疫学に関すること。
 - (2) 真菌症の免疫に関すること。
 - (3) 真菌症の病原診断に関すること。
 - (4) 感染症サーベイランス検査に関すること。
 - (5) 真菌症の予防に関すること。
- b 食品の真菌学的安全に関する調査研究。
 - (1) 食品真菌の疫学に関すること。
 - (2) 食品真菌の検出方法に関すること。
 - (3) 食品真菌の病原性に関すること。
 - (4) 食品真菌のマイコトキシンに関すること。
 - (5) 食品の安全性に関すること。

3) ウイルス担当

- a ウイルス性感染症（伝染病）の病原診断と流行分析に関する調査研究。
- b ウイルス性感染症（伝染病）の予防に関する調査研究。
 - (1) ウイルスの疫学と生態学に関すること。
 - (2) ウイルス性感染症（伝染病）の免疫に関すること。
 - (3) ウイルス性感染症（伝染病）の流行予測に関すること。
 - (4) 感染症サーベイランス検査に関すること。
 - (5) ウイルス性感染症（伝染病）の予防に関すること。
- c クラミジア、リケッチャ、原虫による感染症の病原診断と予防に関する調査研究。
 - (1) ツツガムシの病原診断と予防に関すること。
 - (2) オーム病クラミジアとトラコーマクラミジアの病原診断と予防に関すること。
 - (3) 感染症サーベイランス検査に関すること。

4) 免疫アレルギー担当

- a アレルギー性疾患の予防に関する調査研究。
 - (1) アレルギー性疾患の疫学に関すること。
 - (2) アレルギー性疾患のアレルゲン診断に関すること。
 - (3) アレルゲンの分析、発生、防除に関すること。
 - (4) アレルギー性疾患の免疫に関すること。
 - (5) アレルギー性疾患の予防に関すること。
- b 感染症の疫学と感染防御に関する調査研究。
 - (1) 病原微生物の血清疫学に関すること。
 - (2) 感染と免疫に関すること。
 - (3) 感染症の総合的分析に関すること。
- c 感染症サーベイランス情報の収集と解析に関する調査研究。

C 理化学部

人間の健康に影響を及ぼす環境要因について疫学的調査研究を行なうとともに、化学物質の侵襲へのサーベイランス活動を行う。

試験検査については理学的試験としての行政依頼試験（食品衛生法、薬事法、麻薬取締法、覚せい剤取締法、毒物劇物取締法、温泉法、水道法、廃棄物に関する諸法令等）に基く試験検査、その他健康影響に関する試験検査等）ならびに一般依頼についての試験検査を行なう。

1) 食品衛生担当

- a 食品の安全性および分析に関する調査研究。
 - (1) 食品中の有害微量元素に関すること。
カドミウム、水銀、錫、砒素、鉛、亜鉛、銅、マ

ンガン、その他。

- (2) 食品中の有害微量合成化合物に関すること。
PCB、有機塩素剤、有機燐剤。
- (3) 発がん性物質に関すること。
- (4) 有害微量元素、有機微量合成化合物の人体におよぼす影響に関すること。
- (5) 食品の成分分析に関すること。
- b 有害家庭用品の安全に関する調査研究。
- c 食品衛生に基づく試験検査。
 - (1) 化学的食中毒原因試験。
 - (2) 一般食品の成分規格。
 - (3) 添加物、器具および容器包装、おもちゃ、台所用洗剤等の規格。
 - (4) 乳および乳製品の成分規格。
- d 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく試験検査。
- e 薬事法による試験・検査。
 - (1) 薬事法による医薬品、化粧品に関すること。
 - (2) 麻薬、覚せい剤、毒劇物に関すること。

2) 衛生化学担当

- a 衛生化学に関する調査研究。
 - (1) 放射能（雨水、食品、土壌、空間線量等）に関する調査研究。
 - (2) 温泉に関する調査研究。
- b 衛生化学に関する試験検査。
 - (1) 温泉法による温泉分析。

3) 環境衛生担当

- a 水と健康の関連に関する調査研究。
 - (1) 有害物質に関すること。
- b 環境保健に関する調査研究。
 - (1) 有害重金属の疫学調査に関すること。
- c 生活環境施設に関する調査研究。
- d 飲料水に関する分析試験。

D 生活科学部

本県の成人保健、母子保健、栄養状態等の疫学的調査研究による資料の収集、解析、提供を行なう。また、地域における疾病の早期発見、予防、健康増進への独自の応用研究を行ない、効果確認、追跡調査等の成果をフィードバックし、本県公衆衛生の向上、行政対策への協力に資す。

1) 成人病担当

- a 動脈硬化の予防に関する研究。
 - (1) 動脈硬化と関連のある血液および食事中的脂質、脂肪酸の調査に関すること。
 - (2) 動脈硬化予防のための病態別、血液別栄養指導に関すること。

b 循環器疾患の健康管理に関する研究。

- (1) 循環器疾患の予防のための健康づくり方策に関すること。
- (2) 高齢者の健康維持のための方法に関すること。

2) 母子衛生担当

a 先天異常発生のマスキリーニングに関する研究。

- (1) 先天性代謝異常に関すること。
- (2) 神経芽細胞腫に関すること。

3) 栄養担当

a 県民の食パターン方式による栄養改善方法の検討。

- (1) 県民のライフスタイル別の食生活の実態把握とその食パターン方式による指導方法の検討。

- (2) 若年層の食パターンの検討。

- (3) 低塩指導の効率化と指導方法の検討。

4) 疫学情報担当

a 公衆衛生情報の解析提供。

- (1) 試験検査ならびに調査研究に関する情報の収集・解析。

- (2) 公衆衛生に関する(文献)資料の収集・解析。

- (3) 衛生関係部局等への公衆衛生情報の提供。

4. 職 員 名 簿

平成3年4月1日 現在

部 課 名	担当係名	職 名	氏 名	当所発令	業 務 分 担	備 考
		所 長	森 田 盛 太	46. 7. 1		獣 医 師
		次 長	山 田 豊	2. 4. 1		
		次 長	今 野 宏	39. 7. 1		薬 剤 師
総 務 課		課 長	戸 部 信 一	3. 4. 1	課の統括	
		係 長	(戸部課長兼任)			
		主 任	後 藤 キサ子	2. 4. 1	給与, 賃金, 旅費, 歳入 共済, 互助会	
		主 任	川 上 一 夫	2. 4. 1	歳出, 予算, 決算, 物品	
		技 師 (運 転)	佐 藤 博 之	2. 4. 1	公用車の運転, 管理	
		非 常 勤 嘱 託	有 光 末 吉	1. 3. 1	実験動物の飼育	
微 生 物 部		部 長	佐 藤 宏 康	51. 4. 1	部の統括	
		主任専門研究員	遠 藤 守 保	2. 4. 1	細菌性伝染病の予防に関する調査研究	衛生検査技師
		主 任	齊 藤 志保子	54. 4. 1	細菌性食中毒の予防及び検査方法に関する調査研究	獣 医 師
		技 師	八 柳 潤	2. 4. 1	(鶏卵のサルモネラ菌汚染) 防止に関する調査研究	薬 剤 師
		非 常 勤 嘱 託	天 野 憲 一	1. 4. 1		(秋大助教授)
	真 菌 担 当	技 師	八 柳 潤 (兼 務)		真菌に関する試験研究 血液製剤の無菌試験	薬 剤 師
		主 任	安 部 真理子	58. 6. 1	ウイルス感染症の病原分析 に関する調査研究	臨床検査技師
	ウ イ ル ス 担 当	技 師	斎 藤 博 之	1. 4. 1		
		非 常 勤 嘱 託	須 藤 恒 久	46. 7. 1		医師(秋大教授)
	免 疫 アレルギー 担 当	専 門 研 究 員	原 田 誠三郎	45. 5. 1	アレルギー疾患の予防に関	臨床検査技師
		主 任	笹 嶋 肇	61. 4. 1	する調査研究	
		部 長	佐 野 健	61. 4. 1	部の統括	薬 剤 師
		食 品 衛 生 担 当	専 門 研 究 員 小 沢 喬志郎	1. 4. 1	食品の栄養学的成分の調査	薬 剤 師
		専 門 研 究 員	松 田 恵理子	63. 4. 1	研究	薬 剤 師

部 課 名	担当係名	職 名	氏 名	当所発令	業 務 分 担	備 考
理 化 学 部	衛生化学 担 当	専 門 研 究 員	武 藤 倫 子	43. 10. 1	温泉の適正利用に関する調査研究	薬 剤 師
		専 門 研 究 員	村 上 恭 子	3. 4. 1	秋田県における放射能に関する調査研究 科学技術庁放射能委託調査	
	環境衛生 担 当	専 門 研 究 員	松 尾 無 子	59. 4. 1	県内の飲料水の水質に関する調査研究	薬 剤 師
		専 門 研 究 員	小 林 淑 子	51. 4. 1	重金属汚染の環境医学的調査研究	
生活科学部		部 長	船 木 章 悦	39. 7. 1	部の統括	臨床検査技師
	成 人 病 担 当	主任専門研究員	沢 部 光 一	46. 4. 1	動脈硬化の予防に関する研究	保 健 婦
		専 門 研 究 員	高 桑 克 子	49. 4. 1		
		主 任	小 野 洋 子	61. 4. 1	循環器疾患の健康管理に関する研究	
	母 子 衛 生 担 当	専 門 研 究 員	岩 谷 武 治	2. 4. 1	先天異常発生に関する研究	薬 剤 師
		専 門 研 究 員	田 中 恵 子	2. 4. 1		臨床検査技師
		主 任	和 田 恵理子	61. 4. 1		臨床検査技師
	栄養担当	主 任	伊 藤 洋 子	1. 4. 1	県民の食パターン方式による栄養改善方法の検討	管理栄養士
	疫学情報 担 当		(沢部主任専門 研究員兼務)		情報の収集解析	